会社オーナーの事業承継O&A





篤志 木村

税理士法人 山田&パートナーズ 法人・資産税第2部

併」があります。 会社にすべて引き継がれる「新設合 手続きをせずに解散して消滅し、新設 併」と、合併当事会社のすべてが清算 続会社に吸収されて消滅する「吸収合 合併には合併当事会社のうち一社が 存続会社として存続し他の会社は存 て一つの会社になることをいいます。 I併とは二つ以上の会社が合体し

一、合併の税務上の取り扱い

原

則

従って資産に含み益がある場合には 社への資産の譲渡とみなされます。 二) 適格合併 台併に際して課税されてしまいます。 !務上合併は消滅会社から存続会

には資産負債の移転は帳簿価額で行税務上の一定の要件を満たす場合

【答え】

二、債務超過会社を消滅会社とす

能性があるので事前に確認する必要いる場合は債務超過になっている可は認められていません。欠損が続いて債務超過会社を消滅会社とする合併 ませんが、解釈上資本充実の観点から現行商法において明文規定はあり にもA社とB社の合併を考えていま じているため相乗効果をあげるため 同じにもかかわらず業績に違いが生所有しています。両社とも事業内容が 損が続いているB社の二社の株式を 私は利益の出ているA社と欠 われ、 関係が一〇〇%の場合、持分関係が五の要件は持分関係により異なり、持分 区分されます。 分関係が五○%未満の場合の三つに ○%超、一○○%未満の場合、及び持 譲渡損益は発生しません。

(三) 繰越欠損金の引継ぎ

じないようにするために算定します。

所有している株式の価値に移転が生

ている株式の価値と合併後に株主が

合併比率は合併前に株主が所有し

合併比率の算定

す。合併することについて何か問題は

ありますか?

には、特定資本関係になった後に生じ 社との間に特定資本関係がある場合 ある場合において、存続会社と消滅会消滅会社に税務上の繰越欠損金が て存続会社に引き継ぐことができま た消滅会社の繰越欠損金は原則とし

有しています。

社は私が九○%、私の友人が一○%所

なおA社は私が一〇〇%所有し、B

四)特定資本関係

関係をいいます。 特定資本関係とは次のいずれかの

の五〇%超を直接または間接に保が他方の法人の発行済み株式総数二つの法人のいずれか一方の法人 有する関係

五〇%超を直接または間接に保有れぞれの法人の発行済株式総数の二つの法人が同一の者によって、そ される関係

額で引き継がれます。

があります。

Ą 解 決 策

うけられます。

価額の比を基に算定するケー スが見 合併比率は合併をする会社の純資産

ます。すなわち、子会社を消滅会社と合併比率を算定する必要がなくなりの会社のすべての株式を購入し一〇の合併の事務を 合併出事会社の一方の会社が他方 ている親会社の株式の数と同じ数だ会社の株式を親会社の株主が所有し (一) 合併比率 け交付すれば株主間の価値移転は る合併の場合には親会社の株主に子 は生じません。親会社を消滅会社とす 異動は生じないので価値移転の問題 する合併の場合には親会社の株主に

(二) 適格合併

じません。

士が合併をする場合、消滅会社の株主一○○%の持分関係にある会社同 会社の資産負債は存続会社に帳簿価 だけで適格合併の要件を満たし消滅 に存続会社の株式を交付すれば、それ